第３回延岡市農業委員会会議録

（令和８年９月 28 日）

１．開催日時　　令和８年９月 28 日（月）午前９時 30 分から
２．開催場所　　本庁舎　２階　講堂
３．出席委員　　18 名

出席委員

番号	氏　名	番号	氏　名	番号	氏　名
1	甲斐　壽徳	2	貫　藍	3	小野　有紗
4	松下　康廣	5	木原　専二	6	矢野　光一
7	甲斐　亜季	8	片伯部　隆	9	松田　宗史
10	中村　みえ	11	牧野　博文	12	柴田　房子
13	須藤　寛之	14	安藤　重徳	15	
16	緒方　武彦	17	髙橋　利喜哉	18	松田　純二
19	花畑　志良一				

４．欠席委員　１名

５．出席 農地利用最適化推進委員　21 名

出席委員

番号	氏　名	番号	氏　名	番号	氏　名
1	甲斐　孝	2	甲斐　充伸	3	甲斐　恵三
4	安藤　伸子	5	廣瀬　政春	6	黒田　啓睦
7	佐藤　隆美	8	松田　成歳	9	
10	甲斐　秀雄	11	横山　博章	12	山内　憲次
13	岩切　伸行	14	甲斐　正太郎	15	甲斐　祥三
16	甲斐　一太郎	17	髙見　謙二	18	
19	戸髙　久文	20	小野　俊一	21	甲斐　昭浩
22	黒田　五司	23	岩佐　美基		

６．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　議案　第　５ 号　農地法第３条 所有権の移転について
　　議案　第　６ 号　農地法第５条の許可申請について
　　議案　第　７ 号　非農地証明願について
　　議案　第　８ 号　あっせん委員の指名について
　　議案　第　９ 号　農業委員会等に関する法律第 17 条に基づく農地利用最適化推進委員の委嘱について

　　報告　第　８ 号　農地法第４条の届出について
　　報告　第　９ 号　農地法第５条の届出について
　　報告　第　10 号　農地法第 18 条第６項の通知について
　　報告　第　11 号　農地法第３条の３第１項の届出について

　　協議　第　４ 号　農用地利用集積等促進計画（案）について（利用権）

　　その他

７．農業委員会事務局等職員

役　職	氏　名	役　職	氏　名	役　職	氏　名
局　　長	戸　高　智　穂	局長補佐兼 農地係長	佐　藤　友　美	農政係長	久　世　美　保
農地係 主任主事	清　田　則　生	農地係 主事補	亀　長　英　寿	農政係 主任主事	権　藤　理　絵
北方産業建設課 副総括主任	緒　方　慎　一	北浦産業建設課 専門主事	工　藤　敬　洋	北川産業建設課 主事	甲　斐　健　太

８．会議の概要

9：30 開会 事　務　局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議　　長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第３回　延岡市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事　務　局	はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第３項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議　　長	本日の議事録署名委員は、委員番号４番、松下康廣委員と委員番号 17 番、髙橋利喜哉委員のお二人にお願いしたいと思います。
議　　長	本日の予定ですが、議案第５号　農地法第３条　所有権の移転についてから、議案第９号　農業委員会等に関する法律第 17 条に基づく農地利用最適化推進委員の委嘱についてまでの議案５件、報告案件４件、協議案件１件となっています。
議　　長	それでは、議案第５号　農地法第３条　所有権の移転について提案いたします。
議　　長	整理番号１番ついて、委員番号５番、木原専二委員より説明をお願いいたします。
木 原 委 員	委員番号５番木原です。整理番号１番についてご説明いたします。所在は全て北浦町市振、畑が５筆、田が３筆の合計８筆で計 1,663 ㎡、譲渡人、譲受人ともに北浦町在住です。経営状況は 1,483 ㎡、労力人は３人、理由は贈与です。 ９月 22 日、午後５時過ぎに松原委員と譲受人とその父と現地確認を行いました。全て確認したところ地域との調和要件等は問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長	次に、整理番号２番について、委員番号８番、片伯部隆委員より説明をお願いいたします。
片伯部委員	委員番号８番片伯部です。整理番号２番についてご説明いたします。所在は東浜砂町、地目は畑、面積は 121 ㎡です。譲渡人は土々呂町在住の方で、譲受人は西臼杵郡日之影町在住の方です。経営状況は０㎡、労力人は１人、理由は新規取得です。 ９月 25 日、私と譲受人、それから事務局の佐藤さん、亀長さんと現地を確認しました。業者による売買物件の扱いとなっておりまして、しばらく畑として機能していなかったものですからかなり雑草が生えていました。ただし境界の杭については中に入って確認したところ、きっちり境界線がはっきりしていたのでご報告申し上げます。地域との調和要件等何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	次に、整理番号３番から５番について、委員番号９番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松 田 委 員	委員番号９番の松田です。まず整理番号３番からご説明いたします。農地の所在は行縢町の７筆、全て田の合計 3,042 ㎡です。譲渡人は岡山県玉野市在住の方で、譲受人は行縢町在住の方です。経営状況は 47,960.61 ㎡、労力人は３人、理由は経営規模拡大です。 ９月 27 日、私と譲受人、それから松田推進委員と現地を確認いたしました。譲受人はご高齢となっていますが、息子さんがまだ 30 代で後を継いでバリバリやっておりますので問題ないと思います。現在この土地はもう譲受人が耕作しております。ですからこの地域の状況等全てを理解してやっておりますので調和要件等は問題ありませんでした。 続きまして整理番号４番、５番が農地の交換となっておりますので同時に説明いたします。整理番号４番の農地の所在は行縢町の計３筆、全て田の計 1,370 ㎡です。譲渡人は行縢町在住の方で、譲受人は大貫町在住の方です。経営状況は 9,128 ㎡で、労力人は２人です。整理番号５番につきましては、農地は同じく行縢町の計４筆で、全て田の計 778 ㎡です。整理番号４番と譲渡人、譲受人は逆になり、経営状況は 8,255 ㎡、労力人は１人です。 ９月 27 日、私と松田推進委員、それから互いの譲渡人、譲受人の４人で現地調査を行いました。整理番号４番の譲受人の方が行縢町で養豚をやっておりまして、皆さんご存じと思いますが豚熱などいろいろな伝染病が流行ったときに、豚舎の近くに死骸を埋設する土地を用意するようにという宮崎の条例ができまして、土地がなかったので譲渡人と近くの土地を交換

	するということで面積は少し違いますけど今回申請が上がってきました。地域との調和要件等は問題ないと確認しましたので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	次に、整理番号６番について、委員番号 11 番、牧野博文委員より説明をお願いいたします。
牧野委員	おはようございます。委員番号 11 番の牧野です。整理番号６番についてご説明いたします。所在は下三輪町の２筆、地目はどちらも畑、面積の合計は 565 ㎡であります。譲渡人は古城町在住の方で、譲受人は北方町蔵田在住の方です。経営状況は０㎡、労力人は２人、理由は贈与です。 ９月 25 日に、私と甲斐秀雄推進委員と譲受人の方３人で現地調査を行いました。この土地は元々木などが生い茂っていたようでありますが、譲受人が重機を使用して現在は畑として使っております。地域との調和要件も問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	次に、整理番号７番から８番について、委員番号 15 番、甲斐正太郎農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。
甲斐（正）推進委員	推進委員の甲斐です。整理番号７番、８番についてご説明いたします。整理番号７番は農地の所在が北方町曽木、地目は田が２筆、畑が２筆の計４筆です。面積の合計は 3,172 ㎡となっております。譲渡人は東本小路在住の方で、譲受人は大貫町在住の方です。経営状況は 22,491 ㎡、労力人は２人、理由は経営規模拡大です。譲渡人の相続財産清算人から譲受人へ話があり今回の案件となったそうです。 9 月 24 日に、私と菊池委員それから譲受人で現地確認しまして、地域との調和要件等何ら問題ないと判断いたしました。 続きまして整理番号８番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曽木、地目は畑、面積は 982 ㎡です。譲渡人は富美山町在住の方で、譲受人は北方町曽木在住の方です。経営状況は 13,318 ㎡、労力人は２人、理由は経営規模拡大です。譲渡人から譲受人へと話があり今回の案件へとなったそうです。 9 月 24 日に、私と菊池委員それから譲受人で現地確認しまして、現地は畑なんですけど栗が栽培されておりきれいに管理されておりました。そのまま続けて管理するとの事なので、地域との調和要件等何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長	次に、整理番号９番から 10 番について、委員番号 17 番、高橋利喜哉委員より説明をお願いいたします。
高 橋 委 員	委員番号 17 番の高橋です。整理番号 9 番、10 番について調査いたしましたのでご報告させていただきます。 整理番号９番につきましては、農地の所在は片田町、地目は畑、面積は 380 ㎡です。譲渡人は兵庫県神戸市在住の方で、譲受人は若葉町在住の方です。経営状況は 3,910 ㎡、労力人は２人、理由は経営規模拡大です。 ９月 20 日に、私と山内推進委員、それから譲受人の父親の３人で現地を調査しました。この畑は元々譲受人が耕作しており、譲渡人も兵庫県に住んでおりますので地元にはもう帰ってこないので処分したいということで話がまとまって今回の案件となったようです。この畑は大人が１人やっと通れるくらいの幅の道を上った高台にありました。見たところ畑はよく耕されておりました。境界もはっきりしていて地域との調和要件も何ら問題ないと思われます。 続きまして整理番号 10 番についてご説明いたします。農地の所在は片田町、地目は田、面積は 743 ㎡です。譲渡人は片田町在住の方で、譲受人は若葉町在住の方です。経営状況は 24,954 ㎡、労力人は２人、理由は経営規模拡大です。 ９月 20 日に、私と山内推進委員、それから譲受人の立ち合いのもと調査をいたしました。この田は沖田のほ場整備計画内にある田で現在は飼料米が耕作されていました。今後とも水稲を耕作すると譲受人の方が言っておりました。地域との調和要件等も何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事　務　局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第３条調査書の１ページから 10 ページをご覧下さい。調査書の農地法第３条第２項第１号から第５号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第６号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議　　長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議　　長	何かございませんか。
松下委員	委員番号４番の松下です。４番、５番案件の土地の交換についてなんですけど、この場合面積が 1,370 ㎡と 778 ㎡ということで約２倍あります。交換の場合は税金をかけないように高い方の地価の２割くらいの差額だったら交換が認められると聞いてるんですが、この場合に差額は金銭か何かでするといった計画になっているのですかね。
事　務　局	回答します。差額の確認はしておりません。交換ということなんですがそこまで確認はできていないので、また確認してみます。
松田委員	立会いの時にその話は聞きませんでした。この土地の現況は草がボーボーで両方とも荒れてたんですけど、事情が事情なので豚を処分するときにどうしても豚舎から近い土地が必要とやっと見つけて、苦肉の策で面積は違いますけどもこれで了解したということでした。
議　　長	他にございませんか。
委　　員	異議なし。
議　　長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委　　員	（挙手）
議　　長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議　　長	続きまして、議案第６号　農地法第５条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。
議　　長	それでは、整理番号１番について、佐藤隆美農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。
佐藤推進委員	おはようございます。推進委員の佐藤でございます。所在が吉野町、地

	目は畑です。面積が 446 ㎡。譲渡人は吉野町在住の方で、譲受人が門川町在住の方です。理由としましては住宅を建てるということです。譲受人の方は道路の反対側に実家がございまして、実家の間反対に家を建てるようです。 ９月 25 日に、譲受人の奥様、事務局の方２人、甲斐会長と私で現地を確認しました。現在問題ないように思われました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	次に、整理番号２番について、委員番号８番、片伯部隆委員より説明をお願いいたします。
片伯部委員	委員番号８番の片伯部です。整理番号２番についてご説明いたします。農地の所在が東浜砂町、地目が畑、面積は 241 ㎡です。譲渡人は土々呂町在住の方で、譲受人は日之影町在住の方です。理由としては駐車場になります。 ９月 25 日に、事務局の方と譲受人の方とその司法書士の方と私で現地を確認して参りました。議案に記載の右側の地図を見てもらうと分かると思うんですけど、隣接している右側に２軒家があって１軒が今度譲受人が購入する家だそうです。それで駐車場がないものですからこの申請になったと伺いました。先ほどの３条申請にあった土地もこの方が現在延岡在住ではないので延岡に住むために必要であるということでよろしくお願いしますとのことでした。地域との調和要件は何ら問題ないと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	次に、整理番号３番について、委員番号 11 番、牧野博文委員より説明をお願いいたします。
牧野委員	委員番号 11 番の牧野です。整理番号３番についてご説明します。農地の所在は下三輪町に２筆、地目は両方とも畑、面積は合計 92 ㎡です。譲渡人は古城町在住の方で、譲受人は北方町蔵田在住の方であります。理由としましては宅地の一部となります。 ９月 25 日に、私と甲斐秀雄委員と事務局の方２人と譲受人で現地調査を行いました。この土地はすでに住宅が建っておりまして、20 数年前の物件だと思いますがそこの一部になっております。それで今回申請となったようであります。地域との調和要件も問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長	それでは、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
事　務　局	農地区分につきましてご説明いたします。 整理番号１番につきましては、生産性の高い第１種農地となります。 本年３月 27 日付け総会におきまして、農振除外の協議を行っており、８月 31 日付けで農振除外の許可がおりております。 地権者の孫夫婦が実家前の当該農地に一般住宅を建築したいとの事で申請となったものです。 当該農地を含む周辺には、当地区の集落地域であり、住宅が連担し集落接続の例外規定に該当することから、日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 整理番号２番につきましては、生産性の低い第２種農地となります。 申請者が、隣地の中古住宅を購入の運びとなりましたが、駐車場・進入路もない為、今回申請となったものです。 当該農地は、住宅と道路に挟まれた狭隘な農地であり、集落接続の例外規定に該当することから、日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 整理番号３番につきましても、生産性の低い第２種農地となります。 こちらも、申請者が、中古住宅を購入しようとしたところ、母屋の一部が農地の上に建っていたことが判明し、今回追認申請となったものです。 当該農地を含む周辺は、集落地域であり、住宅の間に狭隘な農地が点在する状況となっております。集落接続の例外規定に該当することから、業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議　　長	何かございませんか。

委　　員	異議なし。
議　　長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。
議　　長	続きまして、議案第７号　非農地証明願について提案いたします。
議　　長	それでは、整理番号１番について、委員番号９番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松田委員	委員番号９番の松田です。整理番号１番についてご説明いたします。農地の所在は行縢町、地目は田、面積は 340 ㎡です。申請人は行縢町在住の方です。申請理由としましては農地法施行以前から農地以外の土地です。大東亜戦争が終わってから６年目、昭和 26 年に建てた家だそうです。ですから戦争が終わって６年ということは、国自体が混沌としていてどっちに向かっていいか分からないという状況で建てた家だそうです。農地法施行は昭和 27 年から始まってますのでその前に建てた家だそうです。 ９月 27 日に、私と松田推進委員で現地調査を行いました。隣には家が１軒あるのですが周りには家がなく、周りに迷惑をかけるような状況でもないので地域との調和要件も問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	整理番号２番について、委員番号５番、木原専二委員より説明をお願いいたします。
木原委員	委員番号５番木原です。整理番号２番についてご説明いたします。農地の所在は北浦町市振の２筆、地目はどちらも畑、面積は合計 101 ㎡です。申請人は北浦町市振在住の方で、申請理由としましては 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地です。 ９月 22 日に、午後５時過ぎに私と松原委員と戸高委員と申請人で現地を確認いたしました。写真にありますように 20 年も経っているような倉庫が建っています。前の方が庭になります。現況を確認したところ畑としての使用は不可能かなと判断しております。周辺も同じような状態で耕作地もなく地域に迷惑かけるようところではないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議　　長	すみません、少しいいですか。１番案件なんですけども農地法施行前の昭和 26 年に家を建てたということで、施行前に建てたのに非農地証明願を出さないといけないんですかね。
事　務　局	今回地権者の方が資産整理をされてて自分の家が納屋なんですけども、自分の家が農地の上に建っていると判明して、資産整理をするうえで宅地にしたいということで年齢が年齢なので売却などという際には登記地目を宅地に変えておかないと売却できないということです。なので地目変更する際にはどうすればいいですかとご相談を受けまして、色々話を聞いてみるところ農地法施行前に建てられているということで今回非農地証明願をだして地目変更をすることとなりました。非農地証明がないと法務局が地目変更を受け付けません。なので今回非農地証明を出したということになります。
議　　長	ありがとうございました。
議　　長	他にございませんか。
委　　員	異議なし。
議　　長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委　　員	（挙手）
議　　長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議　　長	続きまして、議案第８号、農地あっせん委員の指名について提案いたします。
議　　長	まず、整理番号１番についてですが、申出の理由として、売却となっており、農地の所在は片田町、伊形町の農地、計３筆となっております。

	あっせん委員の指名につきまして、事務局と協議した結果、 整理番号１番については、委員番号 17 番、高橋利喜哉委員と、山内憲次農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。
議　　長	何かご意見、ご質問はございませんか。
議　　長	何かございませんか。
委　　員	異議なし。
議　　長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委　　員	（挙手）
議　　長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。指名された委員の方はよろしくお願いいたします。
議　　長	続きまして、議案第９号、農業委員会等に関する法律第 17 条の規定に基づく農地利用最適化推進委員の委嘱について提案いたします。 事務局より説明をお願いします。
事　務　局	ご説明いたします。 ご承知のとおり、地区番号９番の農地利用最適化推進委員については、候補者の辞退により、７月の改選時点で欠員となっておりました。 そこで、７月１日から 31 日までの１か月間、募集を行ったところ、推薦と公募のあわせて３名の応募がありました。 「延岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例第４条」に基づき、さる９月１日、延岡市農業委員会委員候補者選考委員会を開催し、候補者１名を決定したところです。 候補者は、岡元町在住の小谷喜美雄さん 67 歳です。 農業歴 47 年の認定農業者で、水稲中心の農業経営面積 81,000 ㎡となっています。 また、小谷氏は延岡市稲作研究会の会長をされており、外にも地域のイベント等で精力的に活動するなど地域のリーダー的存在として活躍されております。 従いまして、農業委員会等に関する法律第 17 条の規定により、「農業委

	員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」となっておりますので、皆様に農地利用最適化推進委員の委嘱についてご審議いただきたいと思います。 　説明については以上でございます。
儀　　長	それでは審議を行います。農地利用最適化推進委員候補者につきまして、何か、ご意見、ご質問等はございませんか。
委　　員	異議なし。
儀　　長	異議なしという事ですので、採決に入ります。 　小谷喜美雄氏を第９地区の農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、承認される方は挙手をお願いします。
委　　員	（挙手）
儀　　長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。のちほど委嘱式行います。
議　　長	以上で議案の審議は終了します。
議　　長	引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。
事　務　局	それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。 　はじめに、報告第８号、農地法第４条の届出についてご説明いたします。この報告は自己所有農地の転用になります。 　議案書の 17 ページをご覧ください。１件の届出があり、畑が１筆のみの 126 ㎡の転用となっております。 　次に、報告第９号、農地法第５条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 　議案書の 19 ページをご覧ください。１件の届出があり、田が１筆のみの 989 ㎡の転用となっています。 　次に、報告第 10 号、農地法第 18 条第６項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。

	議案書の 21 ページをご覧ください。今回２件の届出があり、田が８筆のみの計 5,336 ㎡の合意解約となっています。 次に、報告第 11 号、農地法第３条の３第１項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書の 23 ページから 27 ページに記載しておりますが、11 件の届出があり、田が 39 筆の 20,981 ㎡、畑が 51 筆の 30,238.47 ㎡の計 90 筆、51,219.47 ㎡となっております。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。 以上で報告を終わります。
議　　長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
議　　長	無いようなので報告を終わります。
議　　長	次に協議第４号　農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。
事　務　局	こちらは、中間管理事業の集積等促進計画に基づく中間管理権の設定について農地中間管理機構に要請するものです。 計画内容につきましては議案書の 29 ページになりますが、整理番号１番が北延岡地区での促進計画となっております。 今回の促進計画では 29 ページの表下にあるとおり 1 人の出し手から、1 筆のみの 169 ㎡の農地を個人 1 人に配分する計画となっております。 以上で説明を終わります。
議　　長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
議　　長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといたします。

議　　長	その他、事務局より連絡事項についてお願いいたします。
事　務　局	（事務局説明）
議　　長	以上を持ちまして第３回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

	会長　　甲　斐　壽　德 ４番　　松　下　康　廣 17番　　高　橋　利　喜　哉